
一般振替 DVP 制度の開始等に伴う「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」(公正慣習規則第 1 号の 2) 等の一部改正について

日証協 平 16.4.23

本協会では、4 月 23 日の理事会において、「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」(公正慣習規則第 1 号の 2) 等の一部を改正した。

現在、店頭売買有価証券市場における売買に係る決済は、取引所有価証券市場と同様に、証券取引清算機関である(株)日本証券クリアリング機構(JSCC)において一元的に行われているところである。

本年 5 月、更なる市場の効率性・利便性の向上と決済リスクの低減を目的として、証券取引清算機関である(株)ほふりクリアリングが業務を開始し、JSCC における決済の対象外である売買に係る決済についても、一般振替 DVP を利用して決済(証券保管振替制度の参加者間による株券等の決済)を行うことが可能となる。

これを受け、今般、本協会では、同制度を利用して、指定清算参加者と非清算参加者との間における清算対象取引に係る決済を行う場合の取扱い等を定めるため、公正慣習規則第 1 号の 2 等について、所要の整備を図るものである。

本規則改正は、平成 16 年 5 月 6 日から施行する。

本規則改正の趣旨・骨子及び新旧対照表等は、それぞれ以下のとおりである。

一般振替DVP制度の開始等に伴う「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」(公正慣習規則第1号の2)等の一部改正について

平成16年4月26日
日本証券業協会

1. 改正の趣旨

- (1) 本年5月に証券保管振替制度の参加者間における株券等の決済に係る一般振替DVP制度が開始されることから、一般振替DVPを利用して非清算参加者と指定清算参加者との間で清算対象取引に係る決済を行う場合の取扱いを定めるため、「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」(公正慣習規則第1号の2)について、所要の改正を行うこととする。
- (2) 現在、店頭登録会社が公開会社を吸収合併する場合、投資者により多くの売買機会を提供する観点から、合併後最初に到来する事業年度までの間、被合併会社株券を決済物件として取り扱うことができることとしているが、これと同様に、店頭登録会社が合併により解散し、合併会社が登録する場合においても、当該店頭登録会社(被合併会社)の株券を決済物件として取り扱うことができるよう、併せて公正慣習規則第1号の2等について、改正を行うこととする。

2. 改正の骨子

(「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」(公正慣習規則第1号の2)及び「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」に関する細則の一部改正)

- (1) 有価証券等清算取次ぎの委託に基づく清算対象取引について一般振替DVPを利用して非清算参加者と指定清算参加者との間における決済を行う場合には、非清算参加者は、所定の時限までに、(株)ほふりクリアリング(一般振替DVPに係る証券取引清算機関)に有価証券の引渡し又は資金の支払いを行うものとする。

(規則第21条の8の2新設)

- (2) 登録銘柄等の発行会社が取引所上場会社若しくは他の登録銘柄等の発行会社を吸収合併する、又は合併により解散する場合において、被合併会社株式1株に対して1株の数又は1株を超える数の新株式が割り当てられるときは、合併登記日の翌日以降における存続会社又は新設会社の株券の売買の決済(旧株券と新株券の双方が登録されている場合は、新株券の売買の決済)については、本協会が定める期間(当該存続会社又は新設会社の最初に到来する事業年度の末日までの期間)に限り、本協会が定めるもの(被合併会社株券)を決済物件として取り扱うことができるものとする。

(規則第21条の13及び細則第9条の2改正)

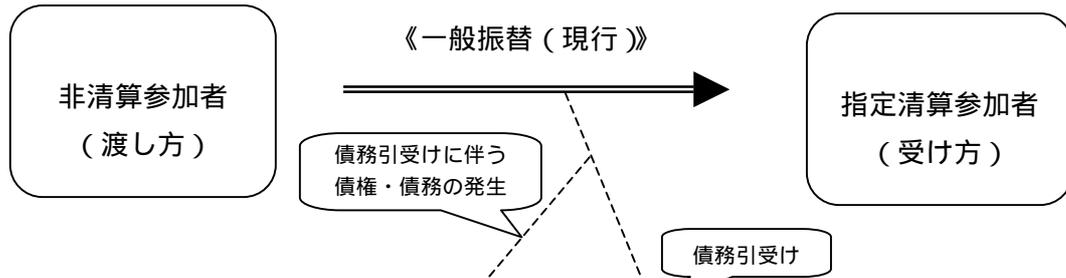
3. 施行の時期

この改正は、平成16年5月6日から施行する。

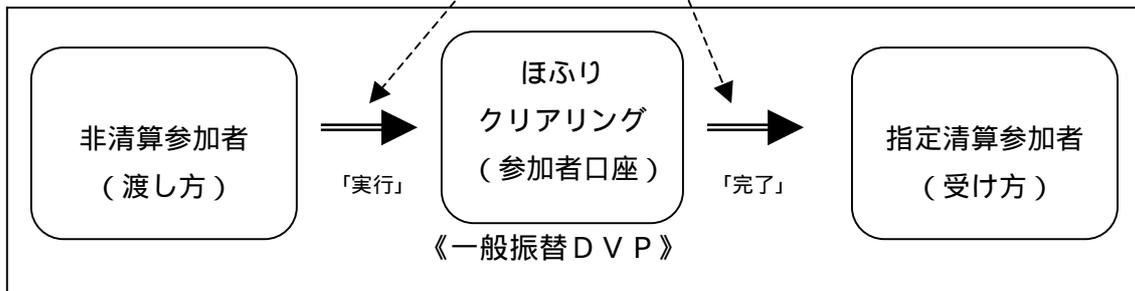
以上

(1)一般振替DVPイメージ図

【通常の決済に係る振替】

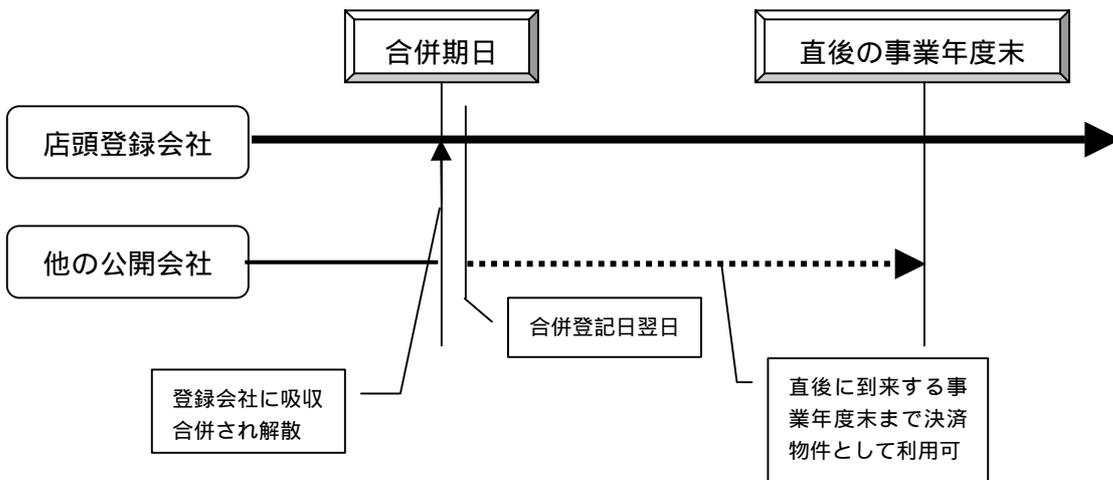


【一般振替DVP利用の場合】

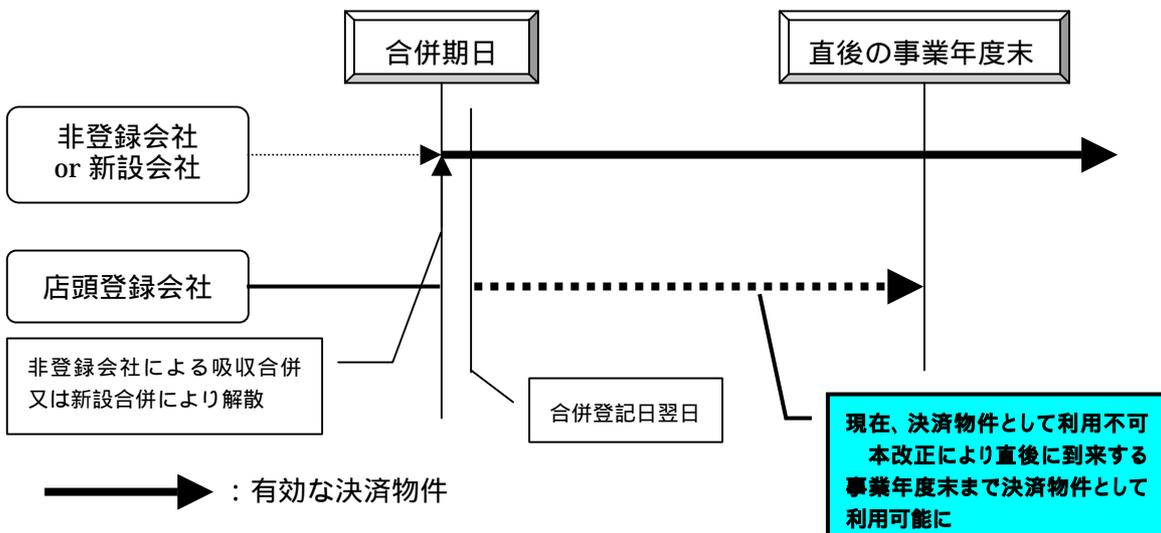


(2)テクニカル公開の場合の決済物件について

店頭登録会社が公開会社を吸収合併する場合（現行）



店頭登録会社が吸収合併又は新設合併により解散する場合（新設）



「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」(公正慣習規則第1号の2)の一部改正について

平成 16 年 4 月 26 日

(下 線 部 分 変 更)

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>(D V P 決 済 を 利 用 す る 場 合 の 受 渡 し)</p> <p>第 21 条 の 8 の 2 <u>有価証券等清算取次ぎの委託に基づく清算対象取引について、非清算参加者と指定清算参加者との合意により、株式会社ほふりクリアリング(以下「ほふりクリアリング」という。)の業務方法書に規定する D V P 決済を利用する場合には、非清算参加者は、ほふりクリアリングが定める決済時限(店頭売買有価証券の引渡しについては、合意に際して指定清算参加者が指定したクリアリング機構が定める決済時限までの間の日時)までに、ほふりクリアリングに店頭売買有価証券を引き渡し又は資金を支払うものとする。</u></p> <p>2. <u>非清算参加者が前項の規定に基づき有価証券の引渡し又は資金の支払いをした場合は、当該店頭売買有価証券の引渡し又は資金の支払いは、前条の店頭売買有価証券の交付又は金銭の交付とみなす。</u></p> <p>(吸 収 合 併 等 の 場 合 の 決 済 物 件)</p> <p>第 21 条 の 13 <u>登録銘柄若しくは店頭管理銘柄の発行会社が国内の証券取引所に株券が上場されている会社若しくは他の登録銘柄若しくは店頭管理銘柄の発行会社を吸収合併する、又は合併により解散する場合(被合併会社株券を提出すべきものとする場合を除く。)</u>において、被合併会社株式 1 株に対して 1 株の数の新株式が割り当てられる、又は被合併会社株式 1 株に対して 1 株を超える数の新株式が割り当</p> | <p>(新 設)</p> <p>(吸 収 合 併 の 場 合 の 決 済 物 件)</p> <p>第 21 条 の 13 <u>登録銘柄及び店頭管理銘柄の発行会社が国内の証券取引所に株券が上場されている会社又は他の登録銘柄若しくは店頭管理銘柄の発行会社を吸収合併する場合(被合併会社株券を提出すべきものとする場合を除く。)</u>において、被合併会社株式 1 株に対して 1 株の数の新株式が割り当てられるとき、又は被合併会社株式 1 株に対して 1 株を超える数の新株式が割り当てられるときは、合併登記日の</p> |

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>とられるとき(<u>割り当てられる新株式に係る株券の登録日が合併期日(合併期日から起算して4日目の日以後に合併の登記を行う場合は、合併登記日の2日前の日)である場合に限る。</u>)は、合併登記日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下この節において同じ。)以降における<u>存続会社又は新設会社</u>の株券の売買の決済(旧株券と新株券の双方が登録されている場合は、新株券の売買の決済)については、本協会が定める期間に限り、本協会が定めるものを決済物件として取り扱うことができる。</p> <p>(受渡し等の取扱い)</p> <p>第 25 条 (現行どおり)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、登録銘柄又は店頭管理銘柄の発行会社が合併した場合等における受渡物件の取扱い及び受渡しに係る店頭転換社債型新株予約権付社債券の券種又は抽せん償還による受渡しに係る店頭転換社債型新株予約権付社債券の引換えについては、細則に定めるところによる。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成16年5月6日から施行する。</p> | <p>翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下この節において同じ。)以降における<u>当該登録銘柄及び店頭管理銘柄の発行会社</u>の株券の売買の決済(旧株券と新株券の双方が登録されている場合は、新株券の売買の決済)については、本協会が定める期間に限り、本協会が定めるものを決済物件として取り扱うことができる。</p> <p>(受渡し等の取扱い)</p> <p>第 25 条 (省 略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、登録銘柄及び店頭管理銘柄の発行会社が合併した場合等における受渡物件の取扱い並びに受渡しに係る店頭転換社債型新株予約権付社債券の券種又は抽せん償還による受渡しに係る店頭転換社債型新株予約権付社債券の引換えについては、細則に定めるところによる。</p> <p>3 (省 略)</p> |

「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」に関する細則の一部改正について

平成 16 年 4 月 26 日

(下 線 部 分 変 更)

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>(吸収合併等の場合の決済物件)</p> <p>第 9 条の 2 規則第 21 条の 13 に規定する本協会が定める期間は、合併登記日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)から当該<u>存続会社又は新設会社</u>の最初に到来する事業年度の末日までとし、同条に規定する本協会が定めるものは、被合併会社株券(株式数が読み替えられる株券を除く。)とする。</p> <p>(合併等の場合における受渡物件の取扱い)</p> <p>第 9 条の 8 規則第 25 条第 2 項に規定する登録銘柄<u>又は店頭管理銘柄</u>の発行会社が国内の証券取引所に上場されている会社又は他の登録銘柄若しくは店頭管理銘柄の発行会社を吸収合併する、<u>又は合併により解散する場合(被合併会社株券を提出すべきものとする場合を除く。)</u>において、<u>被合併会社株式 1 株に対して 1 株の数の新株式が割り当てられる、又は被合併会社株式 1 株に対して 1 株の数を超える数の新株式が割り当てられるとき(割り当てられる新株式に係る株券の登録日が合併期日(合併期日から起算して 4 日目の日以後に合併の登記を行う場合は、合併登記日の 2 日前の日)である場合に限る。)</u>は、<u>合併登記日の翌日以降における存続会社又は新設会社の株券の売買の受渡し(旧株券と新株券の双方が登</u></p> | <p>(吸収合併の場合の決済物件)</p> <p>第 9 条の 2 規則第 21 条の 13 に規定する本協会が定める期間は、合併登記日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)から当該<u>登録銘柄及び店頭管理銘柄の発行会社</u>の最初に到来する事業年度の末日までとし、同条に規定する本協会が定めるものは、被合併会社株券(株式数が読み替えられる株券を除く。)とする。</p> <p>(合併等の場合における受渡物件の取扱い)</p> <p>第 9 条の 8 規則第 25 条第 2 項に規定する登録銘柄<u>及び店頭管理銘柄</u>の発行会社が国内の証券取引所に上場されている会社又は他の登録銘柄若しくは店頭管理銘柄の発行会社を吸収合併する場合(被合併会社株券を提出すべきものとする場合を除く。)において、合併登記日の翌日以降の当該登録銘柄及び店頭管理銘柄の<u>売買の受渡し(旧株と新株の双方が登録されている場合は、新株の売買の受渡し)</u>については、合併登記日の翌日から当該登録銘柄及び店頭管理銘柄の発行会社の最初に到来する事業年度の末日までの期間に限り、被合併会社株券(株式数が読み替えられる株券を除く。)を受渡物件として取り扱うことができる。</p> |

| 新 | 旧 |
|---|------------------|
| <p>録されている場合は、<u>新株券</u>の売買の受渡し)については、合併登記日の翌日から当該<u>存続会社又は新設会社</u>の最初に到来する事業年度の末日までの期間に限り、被合併会社株券(株式数が読み替えられる株券を除く。)を受渡物件として取り扱うことができる。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>付 則</p> <p>この改正は、平成16年5月6日から施行する。</p> | <p>2 (省 略)</p> |